

穂積ポンプ場ほか5ポンプ場
機械警備業務

特記仕様書

豊中市上下水道局技術部

下水道施設課

第1章 総 則

1. 本仕様書は、「穂積ポンプ場ほか5ポンプ場機械警備業務」に適用するものであり、予め本仕様書の内容を熟知し、委託箇所の現場条件等を把握した後、業務を実施すること。
2. 受注者は、着手前に業務計画書を発注者に提出し承認を受けること。

第2章 業務内容

1. 警備目的

警備対象物件における侵入・火災等に対し、速やかに状況を調査し適切な措置を行いポンプ場の安全に寄与することを目的とする。

2. 警備業務にかかる基本的事項

- (1) 警備実施方法は機械警備による。
- (2) 警備業務を実施するにあたっては、警備業法その他の諸法令を遵守し、仕様書に従い忠実に履行しなければならない。
- (3) 業務履行期間は令和8年6月1日から令和15年5月31日までとする。

3. 一般事項

(1) 監視対象

ア. 防犯警備 イ. 火災監視

(2) 対象施設

①豊中市穂積2丁目16番30号	穂積ポンプ場
②豊中市豊南町5丁目1番2号	小曽根第1ポンプ場
③大阪市淀川区十八条3丁目16番46号	小曽根第2ポンプ場
④豊中市桜の町2丁目9番1号	桜井谷ポンプ場
⑤豊中市利倉2丁目15番1号	利倉ポンプ場
⑥豊中市蛭池南町1丁目22番30号	千里園ポンプ場

(3) 即応体制

受注者は、警備センターにおいて事故発生を受信した場合、ただちに現場へ急行し必要な措置をおこなう。

(4) 担当責任者

ア. 受注者は業務遂行にあたり、業務責任者及び副業務責任者を選定し、発注者に届け出ること。

イ. 業務責任者及び副業務責任者に変更があるときは、事前に発注者に届け出ること。

(5) 機械警備業務

防犯及び火災警備装置による機械警備業務を行う時間は、原則として次のとおりとする。

終日警備、ただし解除の設定が可能な装置を設置するものとする。

(6) 臨時の措置

事故等、臨時に警備が必要になった場合は、受注者は直ちに臨時の措置を行う。

(7) 警備業務の報告

ア. 受注者は、警備月報を発注者に提出すること。

イ. 事故発生による発報・誤報に関わらず緊急出動の場合は、状況に応じて発注者に報告すること。

(8) 通信回線

発注者の電話回線使用は不可とし、受注者の専用回線（有線の場合は断線監視付加機能付とし、無線の場合は回線を2重化すること）を使用すること。

通信料は受注者の負担とする。

(9) 入室時の機能

ア. 入退場に関しては、解除キーまたは暗証番号等によるものとする。

イ. 解除キーの場合は各ポンプ場ごとに3セット以上を発注者へ貸与すること。

(10) 警備業務契約締結後の業務開始及び終了後の工事

ア. 本業務の開始において、機器は全て新設とし、その設置工事は受注者が行う。配線の新設が必要な場合も受注者の責で行うこととし、それらの費用は受注者の負担とする。

イ. 本業務の終了において、機器・配線等の撤去工事は受注者が行い、撤去後の補修も含む。

(11) 機械設備の保守点検

ア. 受注者は機械警備システムが正常に機能するよう、定期的に保守点検を行う。

イ. 機器・配線等の保守点検後などに、異状を発見した場合は速やかに復元し、その費用は受注者の負担とする。

4. その他

(1) 機器設置前に、施工図（機器配置図・配線詳細図）を提出すること。

(2) 使用回線が万一切断された場合、監視センターで認知できる機能を有していること。

(3) 自動通報装置は、停電時30分以上の電源バックアップ機能を有していること。

(4) その他仕様書に掲げていない事項であっても、発注者が維持管理上必要と認める場合は、その都度協議すること。

5. 一括再委託等の禁止

契約書第10条第1項にかかる、再委託できない主たる部分は以下のとおりとする。また、第2項の再委託できない指定部分、及び第3項の承諾を要しない再委託可能な軽微な部分は以下のとおりとする。

【主たる部分】

機械化警備監視業務

【指定部分】

【軽微な部分】

簡易なもの（コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など、容易に扱える簡易な業務など）